

東京都中野区立第七中学校PTA規約

第1章 総則

第1条（名称・所在地・発足日）

- 1 この会は、東京都中野区立第七中学校PTAといい、事務所を同校内（中野区江古田2-9-11）におきます。
- 2 この会は、昭和22年2月22日に発足します。

第2条（目的）

- 1 この会は、教育基本法および児童憲章に基づき、会員が協力して家庭・学校・地域社会で子どもの幸せな成長を図ることを目的とします。

第3条（活動）

- 1 この会の目的を達成するために、次の活動を行ないます。
 1. 生徒の幸福につながる問題を取りあげ、理解を深めるための学習活動を盛んにする。
 2. 会員相互の親睦をはかり、教養をたかめ、健康を増進するための文化活動をする。
 3. 生徒の校外生活補導の充実につとめ、青少年の福祉につとめる他の団体や機関と協力して地域の社会教育の振興につとめる。
 4. 教育に関する正しい世論をつくり、公教育の充実を図る。

第4条（方針）

- 1 この会は、教育の推進を本旨とする民主的任意団体として、次の方針に従って活動します。
 1. 他のどんな団体や機関からも支配や干渉を受けません。
 2. 特定の政党や宗教を支持したり、また営利を目的とする行為をしません。
 3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙運動や候補者の推薦をしません。
 4. 学校の教育活動を助けるために意見を交換するが、直接学校の人事や管理には干渉しません。
 5. 公教育に関する経費の負担をしません。

第2章 会員

第5条（資格）

- 1 この会の目的に賛成し次に該当する人は、任意な意志によって会員となります。
 1. 学校に在籍する生徒の父母、またはこれにかわる保護者（以下P会員）
 2. 学校の教職員（以下T会員）

第3章 委員

第6条（種類）

- 1 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案実施するために次の委員をおきます。
 1. 文化委員
 2. 広報委員
 3. 校外生活委員
 4. 役員選出委員

第7条（選出・構成）

- 1 文化・広報委員は、選出された委員をもって構成します。
- 2 委員は、各学級のP会員及びT会員より選出します。
- 3 第2学年・第3学年で各学級からの選出が困難な場合は、各学年のP会員及びT会員より選出します。
- 4 各委員長（1名）・副委員長（2名）は、P会員から互選によって選出します。

第8条（校外生活委員）

- 1 校外生活委員の編成及び委員の選出は、細則で定めます。

第9条（運営）

- 1 委員会の事業計画は、運営委員会に諮る必要があります。

第4章 役員

第10条（種類・人数）

- 1 この会に次の役員をおきます。

1. 会長	1名（P会員）
2. 副会長	3名（P会員2名，T会員1名）
3. 書記	3名（P会員2名，T会員1名）
4. 会計	4名（P会員2名，T会員2名）

第11条（選出）

- 1 役員は全会員の中から選出され、総会において承認されます。
- 2 選出方法は細則で定めます。

第12条（承認）

- 1 役員の承認は、総会に代わる信任投票に変えることができます。
- 2 信任投票は、全会員数の1/2以上の投票があり、且つその過半数の信任が必要です。

第13条（任期）

- 1 役員の任期は1年とし、再任は妨げません。
- 2 役員に欠員を生じたときは、運営委員会に諮り補充します。
- 3 補欠者の任期は前任者の残任期間とします。

第14条（任務）

- 1 役員の任務は、次のとおりとします。

1. 会長	・この会を代表し会務を総括します。
2. 副会長	・会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行します。
3. 書記	・総会及び各種会議の議事を正確に記録します。 ・文書の作成連絡及び資料を整理保管します。
4. 会計	・会計事務を処理し、必要に応じ会計の報告をします。 ・この会の財産を保管・管理します。

第15条 (役員・委員の兼務)

- 1 役員・委員は、他の役員・委員と兼務することはできません。
- 2 前項の規定は特別委員会委員を除外します。

第5章 相談役

第16条(学校長の立場)

- 1 この会に相談役として学校長をおきます。
- 2 相談役は各種の会議に出席し、意見を述べることができます。

第6章 学級・学年委員会

第17条(学級委員会)

- 1 学級委員会は、各学級において保護者及び担任、副担任教諭をもって構成し、学級委員を選出します。

第18条 (学年委員会)

- 1 学年委員会は、各学年の全学級委員によって構成されます。
- 2 学年委員長（1名）、副委員長（2名）は、学級委員長・副委員長が兼任します。
- 3 学年委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行します。

第19条 (運営)

- 1 学級委員・学年委員長は、学級・学年の状況を運営委員会に報告するとともに、運営委員会の状況を学年や学級の会員に報告して連絡調整を図り、PTA活動への参加協力を推進します。

第7章 会議

第20条 (種類)

- 1 この会を運営するために、次の会議を開きます。
 1. 委員会
 2. 役員会
 3. 学級集会
 4. 委員総会
 5. 学年委員会
 6. 運営委員会
 7. 総会
 8. 特別委員会

第8章 委員会

第21条 (構成)

- 1 委員総会は、全委員をもって構成し、運営委員会が必要と認めたときに開きます。

第22条 (定足数)

- 1 委員総会は、全委員の1/3以上の出席がなければ成立しません。

第9章 役員会

第23条 (性格・構成)

- 1 役員会は全役員で構成し、必要に応じて開きます。

第24条 (任務)

- 1 役員会は、この会の活動を円滑に行うために、対外的なことも含めて運営上の実務、連絡、調整にあたり、総会及び運営委員会に提出する議案を取り纏めます。

第10章 運営委員会

第25条 (定足数・構成)

- 1 運営委員会は、運営委員定数の1/2以上の出席をもって成立し、議事は3/4以上によって決定します。
- 2 構成は次のとおりです。
 1. 役員
 2. 各正副委員長
 3. 学級委員（一学級につき定数1とします。但し2名の出席を通例とします。）
 4. サークル部長
 5. 特別委員会委員長

第26条 (任務)

- 1 運営委員会の任務は次のとおりです。
 1. 総会に提出する議案の作成
 2. 各委員会の活動計画案の検討、及び連絡調整
 3. 補充役員及び補充会計監査委員、又は特別委員会委員(選出管理委員含む)の選出
 4. 細則の改廃に関する事項
 5. 慶弔に関する事項
 6. その他、この会の運営に必要な事項

第11章 総会

第27条 (構成)

- 1 総会は全会員をもって構成され、次のとおりに開きます。
 1. 定期総会 年度始め
 2. 臨時総会 ・会員の1/5以上から理由を付して要求のあったとき
・運営委員会が必要と認めたとき

第28条 (定足数)

- 1 総会は、全会員の1/3以上が出席しなければ成立しません（但し委任状を認めます）。
- 2 その議決は、出席者の1/2以上の同意が必要です。

第29条 (任務)

- 1 総会においては次の事項を議決します。
 1. 予算・決算に関すること
 2. 役員及び会計監査委員の承認
 3. 規約の設定改廃に関すること

4. 会務の報告
5. その他必要と認めた事項

第12章 特別委員会

第30条（特別委員）

- 1 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができます。
- 2 特別委員会は任務達成と同時に解散します。

第13章 会計

第31条（経費）

- 1 この会の経費は、会費及びその他の収入によります。
- 2 会費は総会で決定します。

第32条（決算）

- 1 この会の経理は総会で決定した予算に基づいて行われ、その決算は会計監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得なければなりません。

第33条（会計年度）

- 1 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了します。

第14章 会計監査

第34条（人数・任務）

- 1 この会に会計監査委員（P会員）を3名おきます。
- 2 委員は全会員の中から選出され、総会において承認されます。
- 3 欠員を生じたときは、運営委員会に諮り補充します。
- 4 会計監査委員は他の役員・委員を兼ねることはできません。
- 5 任務は次のとおりとします。
 1. 毎年1回以上経理状況を監査し、備品を点検します。
 2. 最終監査は会計年度終了後1ヶ月以内におこないます。
 3. 定期総会において決算の監査報告をします。

第15章 個人情報保護

第35条（個人情報の取扱い）

- 1 この会の活動を推進するために、必要とされる個人情報の取得や、利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用します。
- 2 この取扱方法は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、運営委員会で協議・検討し、改定することができます。

第16章 積立金

第36条（目的）

- 1 各種積立金の目的及び処分基準は、個別に細則に定めます。

第 17 章 会議開催方法

第 37 条（開催方法）

- 1 感染症拡大防止等の観点、その他集会での会議開催ができないときは、必要に応じてリモートでの会議を行うことができます。
- 2 定足数は通常総会同様で、リモート会議参加の人数を出席者とし、議決数はその参加者の過半数とします。
- 3 会議を書面で決議する際は、議案提議の後 7 日程度の質問期間を設け、質問回答の文章を議決権者に開示の上、決を取ります。

第 18 章 規約細則の改廃

第 38 条（規約の改正）

- 1 この規約を改正する場合は、総会の承認が必要です。

第 39 条（細則の改正）

- 1 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めます。
- 2 細則を改廃したときは、次期総会に報告します。

付則

この規約は昭和 52 年 2 月より実施します

昭和 59 年 5 月より改正

平成 3 年 4 月より一部改正（第 5 章 6 条 1）

平成 7 年 4 月より改正

平成 9 年 4 月より改正

平成 14 年 4 月より改正（第 5 章 6 条 1）

平成 15 年 4 月より改正

平成 20 年 4 月より改正

平成 22 年 4 月より改正

平成 23 年 2 月より改正

平成 25 年 5 月より改正

平成 27 年 2 月より改正

令和 6 年 5 月より改正

細則

第1章 役員選出規定

第1条（役員選出委員会）

- 1 各学級で互選された役員選出管理委員を、総会で承認します。
- 2 各学級のP会員から1名を選出します。
- 3 委員となったものは次年度役員候補に入らなくても良いことにします。
- 4 委員は互選により正副委員長1名を決めます。
- 5 委員会の任務は次のとおりです。
 - イ. 立候補者受付及び必要な場合は選考会の開催。
 - ロ. 選考会においては役員経験者を除く会員を対象とします。
 - ハ. 役員候補者を選出するまでその職務を行います。

第2条（選出）

- 1 規約第11条に基づき、役員の選出は次のとおり行います。
 1. 役員の選出については、役員選出管理委員会がその任にあたります。
 2. 全会員の中から役員立候補を受け付けます。
 3. 役員立候補者が定数に満たない場合、選考会を開催します。
 4. 教職員の役員選出は、教職員の互選によります。

第2章 校外生活委員会

第3条（構成）

- 1 本校通学区域を9ブロックに区分します。
- 2 各ブロックにはブロック長をおきます。
- 3 ブロック長は校外生活委員となります。
- 4 各ブロックには担当のT会員をおきます。
- 5 ブロック長は担当T会員と連絡を密にし、地域活動の推進と調整を図ります。

第3章 慶弔規定

第4条（慶弔支出の基準額）

- 1 慶弔際には次の基準によって支出します。
 1. 死亡の場合

教職員	5,000 円
生徒	5,000 円
保護者	5,000 円
親族で同居の場合	
教職員	5,000 円
 2. 結婚及び出産の場合

教職員	5,000 円
-----	---------
 3. 病気負傷の場合
教職員の病欠や会員のPTA活動中の事故については、5,000 円を上限とし、役員会に一任とします。
 4. 転退職の場合

教職員・会長退任及び卒業会員で役員又は会計監査委員であった者に対して謝意をあらわします。

5. 火災その他の災害、又は上の規定以外に必要なが生じたときは、運営委員会に諮ります。
緊急の場合は会長・副会長，相談役が協議して執行します。

付則

この細則は昭和59年3月1日より改正実施します。

平成 5年4月より改正

平成15年4月より改正

平成16年4月より改正

平成17年4月より改正

平成18年4月より改正

平成19年4月より改正

平成23年1月より改正

平成29年1月より改正

令和 6年5月より改正